

令和5年 第1回

寒河江市議会定例会議案  
(その2)

## 目 次

1	議第29号	寒河江市副市長の選任について	1
2	議第30号	寒河江市監査委員の選任について	2
3	議第31号	令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第15号）	別冊
4	議第32号	令和5年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）	別冊
5	議第33号	寒河江市職員定数条例の一部改正について	3
6	議第34号	寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について	5

議第 29 号

寒河江市副市長の選任について

寒河江市副市長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 162 条の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 22 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

記

齋 藤 真 朗 （敬称略）

理 由

寒河江市副市長の辞職に伴い、地方自治法に基づき、新たに副市長の選任について議会の同意を求めようとするものである。

議第30号

寒河江市監査委員の選任について

寒河江市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月22日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

大沼 勇 （敬称略）

理由

寒河江市監査委員の辞職に伴い、地方自治法に基づき、新たに監査委員の選任について議会の同意を求めようとするものである。

議第 33 号

寒河江市職員定数条例の一部改正について

寒河江市職員定数条例（昭和 34 年市条例第 21 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 22 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

## 寒河江市職員定数条例の一部を改正する条例

寒河江市職員定数条例（昭和34年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「265人」を「264人」に改め、同条第6号中「2人」を「3人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 理 由

監査委員事務局における事務執行体制の充実を図るため、所要の改正をしようとするものである。

議第34号

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和47年市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月22日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例（昭和47年市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における市長の給料の額は、第3条の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の計算の基礎となる給料月額及び当該期間中に退職することとなる場合における退職手当の計算の基礎となる退職する日の属する月の給料月額については、同表に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

ふるさと納税に係る事件を受け、市政への信用失墜及び市長としての管理監督責任を鑑み、市長の給料支給額の一部を減額するため、所要の改正をしようとするものである。